

相続税

贈与税

譲渡所得

だけでなく

財産評価

や

国税通則法

の分野からも重要な裁決事例を精選!

# 税務重要裁決事例

個人  
資産税編

元審判官が解説! 税理士が誤りやすいポイント

## 税務重要 裁決事例

個人  
資産税編

元審判官が解説! 税理士が誤りやすいポイント

櫻井和彦  
著

相続税・贈与税・譲渡所得だけでなく、財産評価や  
国税通則法の分野からも重要な裁決事例を精選! 第一法規

[著] 櫻井 和彦

[体裁] A5 判 / 328 頁

[定価] 3,300 円 (本体: 3,000 円+税 10%)

実務経験豊かな元審判官が、独自の目線  
で選び抜き解説した、裁決事例解説書

### 収録内容 (計40事例)

#### 相続税

相続財産の認定  
みなし相続財産  
債務控除  
小規模宅地等の特例  
同族会社の行為計算の否認  
相続開始があったことを知った日の意義  
相続税法第32条による更正の請求の意義  
申告・更正の請求・納税

#### 贈与税

#### 財産の評価

譲渡所得 収入金額及び取得費・譲渡費用

譲渡所得 譲渡所得の特例

#### 資産税関連の通則法

本書1冊で資産税に関する **税務の判断の拠り所** が掴める!

元審判官による税理士必携の裁決事例解説書



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

**相続税 相続財産の認定**

◎被相続人は不動産の売買代金の請求権を有しておらず、同請求権は、相続税の課税対象財産とはならないとした事例(平28.6.28判決) ほか4事例

**相続税 みなし相続財産**

◎雇用主が契約した生命保険契約に基づき保険金受取人である被相続人の遺族が取得すべき死亡保険金の一部を雇用主が遺族から贈呈を受けた場合に、その残額はみなし課税財産である退職手当金等に当たるとする請求人の主張が退けられた事例(平12.9.20判決) ほか1事例

**相続税 債務控除**

◎建物売買に伴い被相続人に生じた債務のうち、当該建物の経済的価値を超える部分については、相続税の債務控除の対象となる「確実と認められるもの」には該当しないとされた事例(令3.6.17判決) ほか1事例

**贈与税**

◎請求人の名義で登録された車両は、請求人の父がその資金の全額を拠出しており、贈与に当たるとして行われた贈与税の決定処分について、請求人に対する贈与の事実はないとして、贈与税の決定処分の全部を取り消した事例(平27.9.1判決) ほか2事例

**財産の評価**

◎請求人の主張する各種事情によっても、相続により取得した土地の財産評価基本通達の定めに従った原処分庁の評価額は時価であるとの推認を覆されないから、不動産販売業者が試算した価格によって評価することはできないとした事例(令元.5.29判決) ほか3事例

**譲渡所得 収入金額及び取得費・譲渡費用**

◎不動産の譲渡に際して收受した未経過固定資産税等相当額は、譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に算入されるとした事例(平14.8.29判決) ほか3事例

**譲渡所得 譲渡所得の特例**

◎資産の譲渡代金の一部が保証債務の履行に充てられていなかったとしても、所得税法第64条第2項に規定する保証債務の特例が適用されるとした事例(平25.4.4判決) ほか7事例

**資産税関連の通則法**

◎所有者を被相続人の孫とする登記がなされているなど家屋に係る相続税の申告以前の状況からすると、相続税の申告において請求人が当該家屋を申告しなかったことにつき通則法第65条第4項に規定する正当な理由が認められるとした事例(令3.6.24判決) ほか2事例

税理士が押さえておくべき重要な裁判事例の要点や審判官の判断の根拠となる考え方、税理士が誤りやすい判断を「ポイント解説」と「留意点」として、わかりやすく解説

被相続人は不動産の売買代金の請求権を有しておらず、同請求権は、相続税の課税対象財産とはならないとした事例

平成28年6月28日判決 裁判事例集No103

**裁判の要旨**

本件売買契約が成立した目的の本件売買契約書が存在するものの、本件売買契約書の作成に、買主とされるEは関与していない。また、本件売買契約書において本件不動産の所有権移転登記手続は、売買代金全額の支払と引替えに行うとされているが、現在に至るまで売買代金は全く支払われておらず、そうであるのに所有権移転登記が完了しているのは不自然である。しかも、請求人及びEの間では、本件不動産のEの所有名義は便宜上のものであり、真実は請求人が所有者であることを確認する旨の本件売買契約書とは明らかに矛盾した記載のある本件合意書が作成されている。加えて、Eが本件不動産を所有者としてこれを管理、支配している形跡はうかがわれない。

これらの事情に照らせば、本件売買契約書は、実体を伴わない架空の内容を記載した契約書であるものと認めるのが相当である。したがって、本件売買代金債権は発生していないというべきである。

**本判決のポイント解説**

1 問題の所在

相続の開始により、相続人は、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人に属した一切の権利及び義務を承継する(民法第896条)とされており、遺贈があった場合には、その目的となった財産は原則

書であると認められる。したがって、本件代金債権は発生していないというべきである。

**本判決の留意点**

1 本判決は、被相続人の生前に作成された不動産の売買契約書(本件売買契約書)の真偽及び同契約書に基づく売買代金請求権(本件代金債権)の存否が問題とされた事実認定に関する事案である。審判所の事実認定に従えば、その結論は一見当然のように思えるところであるが、相続の実務においてはそう簡単ではない。

すなわち、原処分庁は、本件売買契約書が存在し、さらに本件売買契約書の事実関係を前提とした内容の本件金銭消費貸借契約書や本件権利放棄証書も作成されていたのである。これらはいわゆる処分証書であり、そのような書面が存在する限り、課税庁としては一応その作成された処分証書の内容に従って事実が存在するものとして、課税関係を構築していくのが一般である。しかも、本件権利放棄証書は、公正証書というきわめて証拠能力の高い形式で作成されており、このような書面の存在を前提として、原処分庁が、本件代金債権が相続税に該当すると認めたとの課税処分を行ったとしても、無理からぬところも考えられる。もちろん、処分証書があるとしても、それが真実を反映していないことが明らかになれば、同書面の内容どおりに課税関係を整理することに問題があることは当然である。本判決も、処分証書である本件売買契約書について、「実体を伴わない架空の内容」と評価した。

この点、原処分段階で、請求人と原処分庁との間でのどのような議論の応酬があったのか、大変に興味のある事項である。

2 本件不動産の登記名義が移転した原因・理由(請求人の債権者からの追及を免れるため)については、民法上問題を含んでいるかどうかは別として、本件売買契約書の真偽に関して審判所の認定・結論に異論はない。しかし、本判決のような結論に至った場合には、次のような問題が想起される。

である。本事例は訴訟に発展したが、原告(請求人)の訴えは棄却されている(納税者致謝)。

4 この点につき、東京地裁は、「買主建付地としての評価の際に(中略)、評価の対象とされているのはあくまで当該土地の全体である。これに対し、本件譲渡所得に係る「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価格」の算定に当たり借地権割合を考慮するのは、上記のようにして評価された買主建付地としての本件各土地全体の評価額のうち、譲渡をした相続財産である本件各借地権に対応する部分の価格を算定し、これにより相続税額のうち取得費加算の対象となる部分を明らかにするためである。」(東京地裁令和3年10月12日判決)として、やはり、原告(請求人)の主張を排斥している。

◆関係法令  
措置法第39条第1項、措置法施行令第25条の16第1項、所得税法第33条、所得税法施行令第79条第1項

◆関係キーワード  
相続税額の取得費加算

◆参考判決・裁決/裁判へ発展した場合の事件番号  
東京地裁令和3年10月12日判決・令和元年(行ウ)648号、東京高裁令和4年3月24日判決

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

書名	価格	部数
税務重要裁判事例 個人資産税編 ～元審判官が解説! 税理士が誤りやすいポイント～	[092015] 定価3,300円(本体3,000円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

- 現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願いします。(いずれかを✓で選択ください)  代金引換により支払います。  現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

事務所名 \_\_\_\_\_  公用  私用

フリガナ \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

様 ㊤ E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihiko.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印